

急激な変化の中で若者は変化に敏感

I T U C ミャンマー事務所・所長 中嶋 滋

早いもので、ヤンゴンに来てから1年を超えた。一昨年の12月始めに来た時と、街の印象も大きく変わってきている。当時既にはじまっていた建設ブームに一層拍車がかかった様子だ。新しいホテルなどの建設も盛んである。これは明らかに外資投入の増加とそれに伴う外国人ビジネス関係者、そして観光客の増加を反映したものである。観光客は、主にヨーロッパ、中国、隣国タイをはじめとした東南アジア諸国、そして日本と韓国からが多く見受けられる。ホテル価格も跳ね上がって、2～3倍になったという話はよく聞く。

街の様子を変えたのは、何と言っても車の急激な増加とそれに拠る交通渋滞だ。2012年の車の輸入台数は13万5千台で昨年もそれ以上であったと聞く。その8割がヤンゴンに留まっているというのだから、交通渋滞が激しくなるのは当たり前である。加えて信号の数が少ないことや交通ルールが人々に行き届いていないことがあって、車の流れが少しでも滞れば所構わず横断するので、渋滞が一層ひどくなるという具合である。ヤンゴンに来た当初の通勤時間は車で20分から25分であったのが45分で済めばラッキーという感じだ。

最近とみに驚かされるのが若者のファッションの変化である。伝統的民族衣装であるロンジー（筒状のスカート）の着用率が、特に若者の間で急激に減っていて、ジーパンやチノパン、西洋風スカート姿が多くなってきている。履物もサンダルから靴、スニーカーへの変化が見られる。驚くのは若者のヘアスタイルで、頭の両側の髪を極端に短くし真ん中を整髪料で固め鶏冠状にした若

者を時折見かけるようになった。変化に敏感でいち早く流行を取り入れることは若者の特性の1つとあっていいのだろうが、伝統が薄らいでいくこうした変化を見ると複雑な思いを抱く。もちろん、「断髪令」によって一斉一律にヘアスタイルを強引に変えさせた明治期の日本に比べ、はるかに好ましい変化ではあるのだが。

依然として厳しい労働環境

1月後半に日本から2つの代表団を受け入れた。1つはJ I L A Fで、労使関係セミナーをF T U Mと提携して実施するための来ミャンマーであった。2つ目はU A ゼンセンの調査団で、ミャンマーの労働組合運動への連帯・支援に向けた実情調査のためであった。

ヤンゴン郊外の工業団地内にある労働省出先機関の建物内で開催されたJ I L A Fセミナーには、80名余の労働組合代表、労働省代表（本省の局長クラス2、地元の労働行政責任者ら）と使用者側（縫製工場の工場長ら）が参加した。その中で労働組合側から、縫製、製靴、プラスチック成型、食品、段ボールの工場の労使関係、労働条件の実情と課題について、報告を聞く機会を得た。U A ゼンセン代表団は、F T U Mとの意見交換のほかいくつかの工場を訪問して労使から話を聞き実情調査を行った。これらを通じて、ミャンマーの労働環境は依然として厳しいものであり、それに対抗していく労働組合運動には多くの克服すべき課題があることが、改めて確認された。

まず、雇用に関してだが、雇用契約を書面で当事者双方のサインをもって結んでいる例は少ない。明らかな違法・脱法行為があるのに、暗黙のうちに労使が黙認している例がある。児童労働問題に繋がる就労年齢規制に違反して14、15歳の労働者が働いているのである。経済的な理由から年齢を偽って就労することはまかり通っている。個人商店などではいざ知らず、工場の場合は一応の手続きは踏まれていて、明らかに16歳未満である者は雇わない。しかし、国民登録証で16歳以上であることが証明されれば問題ないわけで、そこで他人になりすます手口が使われる。知人の国民登録証のコピーを提出して職を得るのである。ミャンマー人には姓がなく、納税や社会保障システムも未整備で、「なりすまし」を見破ることが簡単には出来ない。加えて、入社試験が定期的にあるわけではなく、ツテやコネを頼って職を見つけるのが大部分であるから、会社側は事実を知っていても雇う場合がある。会社によっては「見習い」として安い賃金で使っている。組合側も、貧しさ故の方便であることは十分承知しているから問題にしない。組合によればどの工場にも3から5%の比率で、就労年齢違反の労働者がいるという。

次に、賃金と労働時間の問題だが、劣悪そのものといっていい状態だ。法定では、週44時間労働で、超過労働時間は1日2時間に限られていることになっている。だが実際は、1日4時間、週28時間の超過労働が半ば強制的に行なわれている。超過労働は一応任意とされているが、基本賃金が極端に低く35,000チャット（約3,500円）から50,000チャットであるから、超過労働に頼らざるを得ないのだ。どの労働者も100時間前後は超過労働を行なっている。日本の厚生労働省が示している過労死に至る可能性がある超過労働時間は80時間であることを思い起こせば、いかに過酷な状況か分かるだろう。それでも月に日本円で1万円の収入を得るのは大変で、労働組合側の切実な要求は超過労働なしで100,000チャットの収入をと

いうものである。皆勤、成果など多くの手当がついて一定の額になるのだが、1日でも休むと皆勤手当は無くなるから休みの代償は大きく無理をしなくても出勤するという構造になっている。

労働安全についても多くの問題があることが分かった。UAゼンセンが訪問した工場でも防塵、換気、採光などに問題があるところがあったし、化学薬品を使用している工場で呼吸器や皮膚へのダメージ防止措置が何ら採られていないところがあった。機械を扱っているのにロンジー着用、サンダル履きといった労災と隣り合わせで働いている現場にも遭遇した。

経済的な貧しさが、何処でもいいから働きたいという気持ちを生み、せつかく職に就いたのだから失いたくないとの思いを抱かせることに、やむを得ない面があることは否定出来ない。そこにつけ込む経営者がいて、状況の改善を阻害する。これまで中国、台湾、韓国の経営者が、その面で悪辣といわれてきた。今回の調査の中で、組合否認・潰しを御用組合づくりまでして行なう日系企業が判明した。解決のために支援も要請された。これに如何に応えるか、問われている。



製靴工場労使と話すUAゼンセン調査団